

2. 各国におけるCAP戦略計画の内容 (2) フランス



- ① フランスにおける農業の特徴 … p.107
- ② フランスにおけるCAP戦略計画の予算規模・施策 … p.108
- ③ フランスにおけるCAP戦略計画の履行体制 … p.121
- ④ フランスにおけるCAP戦略計画の履行状況 … p.123

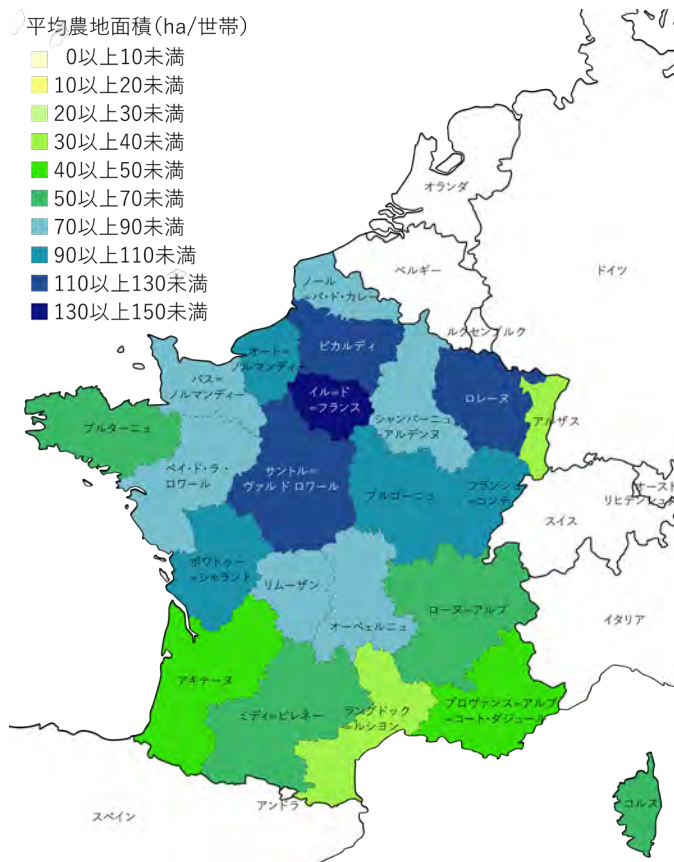
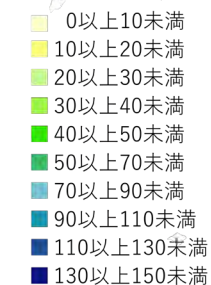


フランスにおける農業の特徴

- フランスは、2016年の行政区分変更以降、13の本土における地方（コルシカ島含む）及び6つの海外地方で構成されている
- 地方 [region]は、さらに県 [département]と細分化される。日本の市町村レベルにあたる最も規模の小さいコミュニティであるコムーネ [commune]も歴史的には農村振興政策にて機能してきた背景があり、フランスの農業はかなり地域性が強い
- フランス北東部は、他の地域を比較して平均農地面積が大きい

1戸あたり農地面積の分布 (2020年)

平均農地面積 (ha/世帯)



地域別の農地面積・農業世帯数・農業世帯1戸当たりの平均農地面積 (2020年)

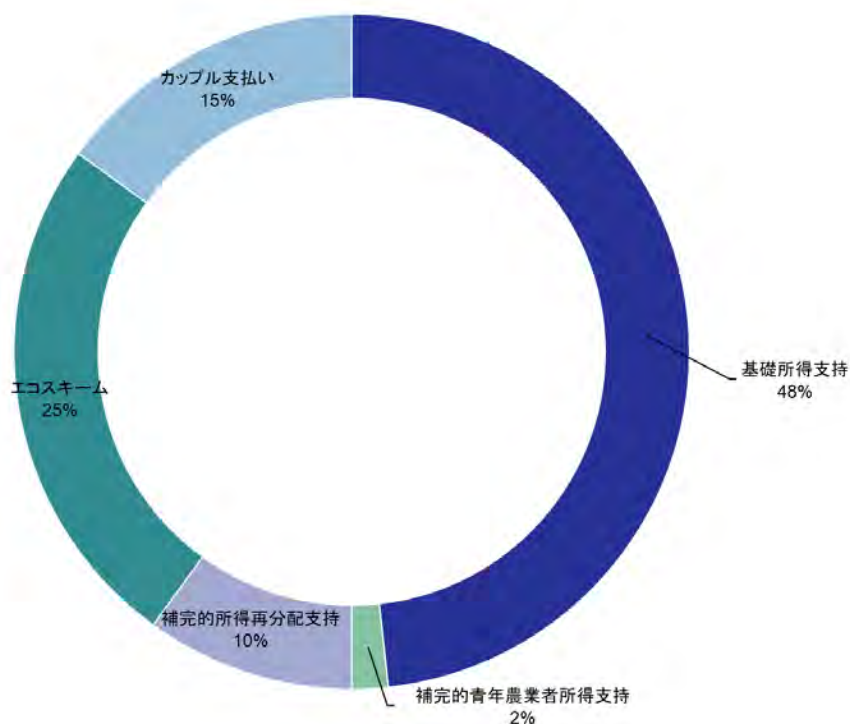
地域圏		農地面積 (ha)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)
1	イルドフランス	563,850	4,280	132
2	サントル＝ヴァル＝ロワール	2,283,230	19,200	119
3	ブルゴーニュ	1,757,710	16,060	109
4	フランシュ＝コンテ	672,740	6,630	101
5	バス＝ノルマンディー	1,191,460	16,190	74
6	オート＝ノルマンディー	760,050	7,990	95
7	ノール＝パ＝ド＝カレー	808,930	11,120	73
8	ピカルディ	1,318,730	11,450	115
9	アルザス	331,200	8,700	38
10	シャンパーニュ＝アルデンヌ	1,551,230	21,740	71
11	ロレーヌ	1,140,590	9,010	127
12	ペイ＝ド＝ラ＝ロワール	2,078,170	25,080	83
13	ブルターニュ	1,623,830	25,580	63
14	アキテーヌ	1,412,530	31,190	45
15	リムーザン	828,130	10,320	80
16	ポワトゥー＝シャラント	1,697,750	18,890	90
17	ラングドック＝ルシヨン	907,350	24,300	37
18	ミディ＝ピレネー	2,414,650	36,660	66
19	オーヴェルニュ	1,443,850	17,630	82
20	ローヌ＝アルプ	1,467,330	28,170	52
21	プロヴァンス＝アルプ＝コート＝ダジュール	807,250	17,120	47
22	コルス	172,850	2,830	61
23	グアドループ	30,050	5,940	5
24	マルティニーク	21,570	2,440	9
25	フランス領ギアナ	35,580	5,030	7
26	ラ＝レユニオン	38,310	5,660	7
27	マヨット	5,740	3,810	2

(出所) AGRESTE及びEUROSTATより作成

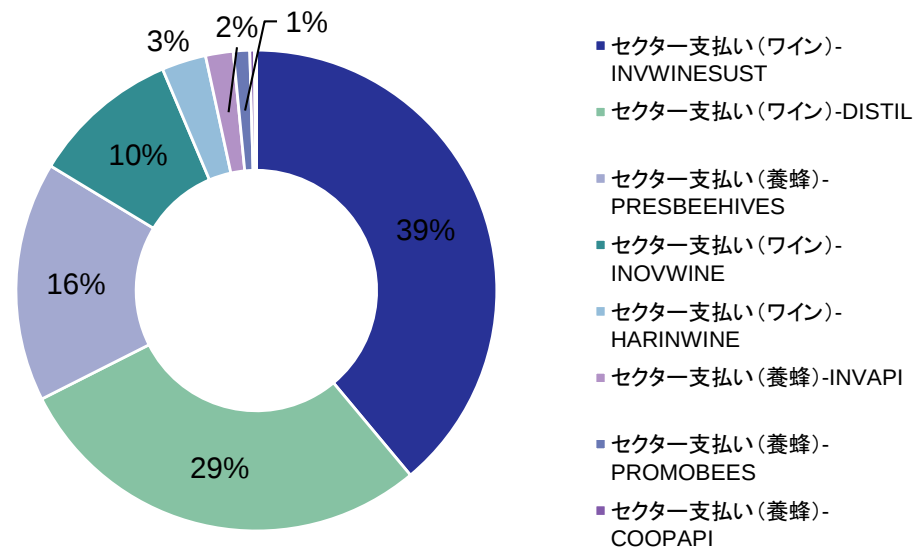
第1の柱の予算規模

- 直接支払い及びセクター支払いに係る予算配分は以下のとおりである
- 直接支払いは、全体の48%を基礎所得支持が占める。エコスキームは25%が割り当てられる形となっている
- 一方でセクター支払いは、ワインに加え、養蜂に対しても全体予算の20%程度の支援を割り当てている

直接支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）



セクター支払いにおける予算配分比率（2023~2029年）

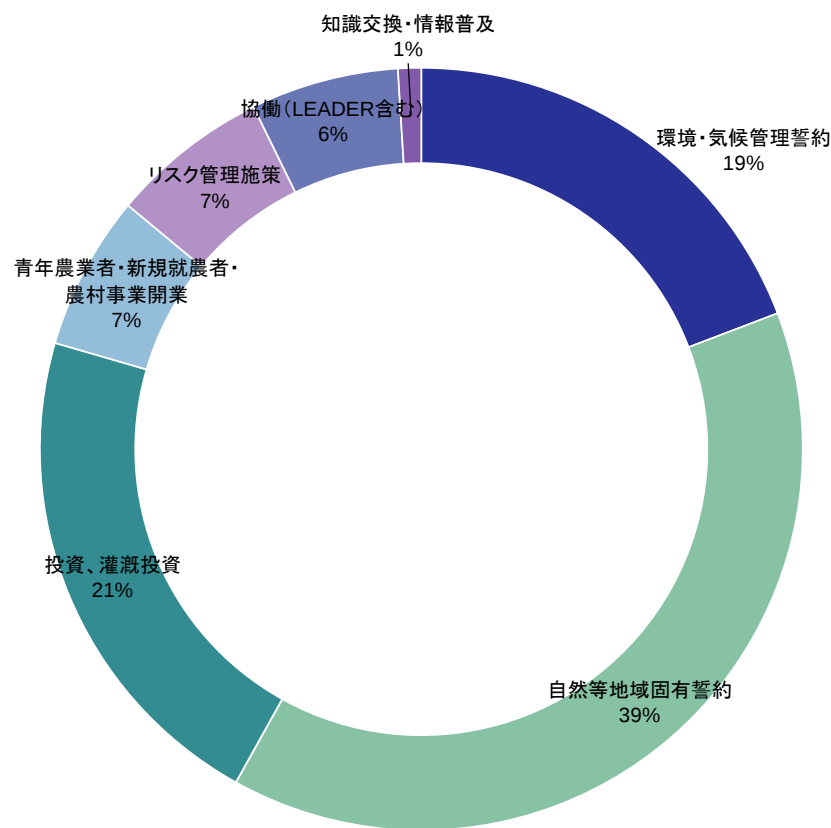


(注)セクター支払いの施策コードについてはp.68,69参照

第2の柱の予算規模

- 農村振興施策の予算配分は以下のとおりである
- 条件不利地に対する助成である自然地域固有誓約（フランスにおいてはICHNと呼称）の比率が39%と最も高い。次いで、投資・灌漑投資へ21%が予算配分されており、環境・気候管理誓約については19%が配分されている

農村振興施策における予算配分比率（2023~2029年）



第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

環境気候管理誓約（ENVCIM）の位置づけ／貢献するニーズ

- 「環境気候管理誓約」（ENVCIM）とは、義務の遂行に伴う追加費用と所得減に対して支援を実施するもの。単価は一律で設定されており、義務がより野心的であるほど、金額も高くなる。農業者が署名した契約は5年間有効である
- フランスにおいても、ドイツ同様にENVCIMが貢献する目標は、「気候変動」「環境配慮」「景観」「食料と健康」である

フランスの環境気候管理誓約が貢献する個別目標とニーズの対応

個別目標	ニーズ	優先度
SO4 気候変動	D.1 農場の移行に関する一般条件の策定	不可欠でない
	D.2 グローバルな推進要因の支援（気候問題以外）	不可欠
	D.3 農業部門からの温室効果ガス排出量の削減（緩和）	不可欠
	D.4 農業および林業のエネルギー消費量の削減（緩和）	有用
	D.5 炭素貯留（農業および林業の土壌およびバイオマス）を奨励する（緩和）	不可欠
	D.6 フランスの総排出量を削減するために、農業および林業由来の再生可能エネルギーおよびバイオマテリアルの生産を促進する（緩和）	不可欠でない
	D.7 システムをより強靱にする（適応：予防／管理）	不可欠
SO5 環境配慮	E.1 農場の移行を可能にするための一般条件の創出	不可欠でない
	E.2 資源の持続可能な管理のためのグローバルな推進力と統合的アプローチの支援	不可欠
	E.3 資源を効率的かつ持続的に利用する農業システムと慣行の支援	不可欠
	E.4 循環型経済に向けた行動の実施	不可欠でない
SO6 景観	F.1 農場の移行を可能にするための一般条件の創出	不可欠でない
	F.2 グローバルな推進要因を支援する（生物多様性問題以外）	不可欠
	F.3 農業および林業の実践における生物多様性の保全と持続可能な利用を促進する	不可欠
	F.4 農業由来の生物多様性への圧力要因を実践において軽減する	不可欠
	F.5	不可欠
SO9 食料と健康	I.1 CAPの食品分野を強化し、関連する公共政策の調整を改善する	有用
	I.2 農業の慣行および生産システムの変化を支援する	不可欠
	I.3 食品分野の適応を支援する	不可欠でない
	I.4 健康リスク、特に気候変動に関連するリスクへの配慮を強化する	有用
	I.5 消費者が十分な情報を得た上で選択できるよう、消費者が入手できる情報を改善する	不可欠でない

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策・予算配分

- フランス本土における環境気候管理誓約は17種類設定されている。施策としては、有機農業への転換、農業環境・気候対策（AECM）、捕食者から家畜群を保護する制度等が含まれる。なお、海外領土・コルシカ島における施策は次頁のとおり

フランスにおける「環境気候管理誓約」（本土）		個別目標（SO）				総予算（2023 - 2029）（単位：€）				
番号	施策名	4	5	6	9	EU予算	国の予算	公的資金総額	国の追加予算	EU予算割合
70.01	有機農業への転換に対する支払い	●	●	●	●	819,674,105	204,918,526	1,024,592,631	409,433,232	57.2%
70.02	有機農業への転換に対する支払い：RDPに従い締結されたコミットメントの年賦支払い	●	●	●	●	126,432,011	42,144,004	168,576,015	51,423,985	57.5%
70.06	農業環境・気候対策：耕地作物に対する水質・水管理		●	●		186,316,880	46,579,220	232,896,100	11,398,335	76.3%
70.07	農業環境・気候対策：多年生作物に対する水質・水管理		●	●		10,959,818	2,739,954	13,699,772	670,490	76.3%
70.08	農業環境・気候対策：土壌の質・土壌の保護	●	●	●		4,109,932	1,027,483	5,137,415	251,434	76.3%
70.09	農業環境・気候対策：気候、動物福祉、食の自律性	●		●	●	205,496,562	51,374,141	256,870,703	12,571,693	76.3%
70.10	農業環境・気候対策：特定の環境におけるアグロエコロジーの均衡と生物多様性の保全			●		268,679,216	67,169,804	335,849,020	16,437,028	76.3%
70.11	農業環境・気候対策：生物多様性に関連する施策（花粉媒介者）			●		57,539,038	14,384,759	71,923,797	3,520,074	76.3%
70.12	農業環境・気候対策：生物種の保全			●		47,215,752	11,803,938	59,019,690	2,888,041	76.3%
70.13	農業環境・気候対策：環境の開放と森林火災の防止による生物多様性の維持			●		8,219,861	2,054,965	10,274,826	502,868	76.3%
70.14	農業環境・気候対策：アグロエコロジーインフラの持続可能な維持管理			●		30,148,219	7,513,680	37,661,899	1,760,037	76.5%
70.26	捕食者から家畜群を保護する制度			●		121,800,000	30,450,000	152,250,000		80.0%
70.27	定額AECM「慣行の移行」	●	●	●		108,236,585	27,059,146	135,295,731	6,140,650	76.5%
70.29	AECM API（ミツバチの受粉媒介能力向上）			●		42,826,855	10,669,949	53,496,803		80.1%
70.30	AEC PRM（捕食された種の保護）			●		23,237,002	5,746,094	28,983,096	15,125	80.1%
70.31	経営コミットメント - 捕食地域外の牧畜地域における家畜群の警護のための支払い			●		7,022,250	1,755,563	8,777,813		80.0%
70.32	農業環境・気候対策：RDPに従った5年間のコミットメントに対する年金の支払い		●	●		20,250,000	6,750,000	27,000,000		75.0%

（注）SO4（気候変動）、SO5（環境配慮）、SO6（生態系保全）、SO9（食料と健康）のこと。詳細は72ページ参照

（出所）CAP Catalogueより作成

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

フランスにおける「環境気候管理誓約」（海外領土・コルシカ島）		個別目標（SO）				総予算（2023 - 2029）（単位：€）				
番号	施策名	4	5	6	9	EU予算	国の予算	公的資金総額	国の追加予算	EU予算割合
70.02	有機農業への転換に対する支払い：RDPに従い締結されたコミットメントの年賦支払い	●	●	●	●	126,432,011	42,144,004	168,576,015	51,423,985	57.5%
70.03	有機農業への転換に対する支払い（コルシカ島）	●	●	●	●	2,885,000	721,250	3,606,250	1,367,888	58.0%
70.04	有機農業への転換に対する支払い（海外領土）	●	●	●	●	8,487,000	1,762,999	10,249,999	—	82.8%
70.05	有機農業の維持に対する支払い（海外領土）	●	●	●	●	25,461,001	5,289,000	30,750,001	—	82.8%
70.15	農業環境・気候対策：バナナ（海外領土）		●	●		2,433,000	567,000	3,000,000	—	81.1%
70.16	農業環境・気候対策：砂糖きび（海外領土）		●	●		8,758,800	2,041,200	10,800,000		81.1%
70.17	農業環境・気候対策：市場園芸（海外領土）		●	●		3,244,000	756,000	4,000,000		81.1%
70.18	農業環境・気候対策：果樹園（海外領土）		●	●		0.75	945,000	5,000,000		81.1%
70.19	農業環境・気候対策：牧草地（海外領土）	●		●		2,027,500	472,500	2,500,000		81.1%
70.20	農業環境・気候対策：高度多角化小規模農場の維持と環境パフォーマンス（海外領土）		●	●		5,677,000	1,323,000	7,000,000		81.1%
70.21	農業環境・気候対策：森林被覆農業の維持と環境パフォーマンス（海外領土）			●		811,000	189,000	1,000,000		81.1%
70.22	農業環境・気候対策：アグロフォレストリーにおける牧畜景観のモザイクの復元と火災予防警官の（コルシカ島）			●		5,600,000	1,400,000	7,000,000		80.0%
70.23	農業環境・気候対策：農業区画における生物多様性に有利な生態回廊の保全と再生（コルシカ島）			●		1,390,000	347,500	1,737,500		80.0%
70.24	農業環境・気候対策：活性化と土壌保護（コルシカ島）		●	●		4,000,000	1,000,000	5,000,000		80.0%
70.25	定額AECM：「水源の保護—統合的な戦い（コルシカ島）		●			1,763,415	440,854	2,204,269		80.0%
70.26	捕食者から家畜群を保護する制度			●		121,800,000	30,450,000	152,250,000		80.0%
70.27	定額AECM「慣行の移行」	●	●	●		108,236,585	27,059,146	135,295,731	6,140,650	76.5%
70.29	AECM API（ミツバチの受粉媒介能力向上）			●		42,826,855	10,669,949	53,496,803		80.1%
70.30	AEC PRM（捕食された種の保護）			●		23,237,002	5,746,094	28,983,096	15,125	80.1%
70.31	経営コミットメント - 捕食地域外の牧畜地域における家畜群の警護のための支払い			●		7,022,250	1,755,563	8,777,813		80.0%
70.32	農業環境・気候対策：RDPに従った5年間のコミットメントに対する年金の支払い		●	●		20,250,000	6,750,000	27,000,000		75.0%

（注）SO4（気候変動）、SO5（環境配慮）、SO6（生態系保全）、SO9（食料と健康）のこと。詳細は72ページ参照

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

本土で適用される環境気候管理誓約（ENVCIM）の各施策一覧

- フランス本土で適用される17の環境気候管理誓約の概要は下表のとおりである

番号	施策名	概要
70.01	有機農業への転換に対する支払い	- 有機農業地域の開発を支援する。栽培される作物は従来の農産物と同じように評価される - 転換補助金は補助金申請初年度から5年間支給
70.02	有機農業への転換に対する支払い：RDPに従い締結されたコミットメントの年賦支払い	地域農村開発プログラムに基づく有機農業への転換を支援する措置に基づいた実施されたコミットメントへの対応
70.06	農業環境・気候対策： 耕地作物に対する水質・水管理	- 耕作地において、硝酸塩や植物保護製品による汚染を減らし、水資源の質を保ち、健全な水管理を促進 - 実施された措置に規定されている慣行を5年間実施することを自主的にコミットメント
70.07	農業環境・気候対策： 多年生作物に対する水質・水管理	ブドウ栽培又は樹木栽培において、生物的防除を活用して植物保護製品による汚染を減らし、水資源の質を維持し、灌漑の削減を促進
70.08	農業環境・気候対策： 土壌の質・土壌の保護	耕作地において、農地土壌の管理と保全の面で耕作作物の栽培方法の持続可能な変化を支援
70.09	農業環境・気候対策： 気候、動物福祉、食の自律性	永久草地、牧草地、果樹園、農場において、農場の動物ワークショップと植物ワークショップのつながりを強化し、栄養サイクルの閉鎖を改善
70.10	農業環境・気候対策： 特定の環境におけるアグロエコロジーの均衡と生物多様性の保全	永久草地、牧草地、葦原、遠征湿地、水田及び水田との輪作において、水田、葦、遠征湿地、湿地、草原、牧草地など特定の注目すべき環境の農業生態学的バランスと生物多様性を保護
70.11	農業環境・気候対策： 生物多様性に関連する施策（花粉媒介者）	- 耕作地及び多年生作物生産地域において、草本用や生物多様性に有用な効果のある特定のcutleryの設置を維持する。植物保護製品の使用、被覆の破壊につながる行動は禁止。家畜及び花粉媒介者に好ましい内容を実施する - なお、CAP市場年度中に、特定の環境にやさしい被覆作物に対する支援を実施するAECMにコミットしている地域も対象
70.12	農業環境・気候対策：生物種の保全	永久草地または牧草地及び耕作地において、農地の生物多様性を保護するために草地に繁茂する植物・動物種が繁殖サイクルを完了させること
70.13	農業環境・気候対策：環境の開放と森林火災の防止による生物多様性の維持	永久草地または牧草地において、生物多様性に有害な植生の胴体を持つ区画の開放を維持すること。森林火災リスクの保護に関わる地域で燃料削減の創造
70.14	農業環境・気候対策：アグロエコロジーインフラの持続可能な維持管理	非農業地域において、アグロエコロジーのインフラ（生垣、樹木・並木、池、溝）の維持管理により、農地の農業生態のバランス・生物多様性を保持
70.26	捕食者から家畜群を保護する制度	- 補助金の形で支給。捕食者から群れを保護するためのシステム及び、捕食者から飼育地を保護するための投資に関する介入 - 監視を強化した場合、30.75ユーロ/日の支給。保護犬の飼育にあたっては年間815€/年の支給。 - いずれも年間上限が設定
70.32	農業環境・気候対策：RDPに従った5年間のコミットメントに対する年金の支払い	地域農村開発プログラムに基づく有機農業への転換を支援する措置に基づいた実施されたコミットメントへの対応

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

本土で適用される環境気候管理誓約（ENVCIM）の各施策：単価一覧①

- 有機農業への転換に対する支払い（70.01, 70.02）は、フランスの環境気候管理誓約予算の約4割を占める施策である
- 転換にあたって5年間は対象作物ごとに設定されている単価が支払われる。単価については、以下のとおりである

施策番号	対象作物	単価 (€/ha)
70.01 有機農業への 転換に対する 支払い	繁殖植物に関連するヒース、エスチープ、ラン	44
	繁殖植物に関連する牧草地（一時的または恒久的）	130
	- 一年草作物 - 植え付け時に50%のマメ科植物を含む飼料用豆類・混合物 - 確保された領域 - 穀類種子、タンパク質作物、飼料用種子	350
	ワイン生産地域	350
	香水、芳香、薬用植物（PPAM）	350
	畑作野菜、テンサイ	450
	市場園芸及び樹木栽培、その他の、野菜種子及び産業用ピーチ趣旨の対象地域	900

施策番号	対象作物	単価 (€/ha)
70.02 有機農業への 転換に対する 支払い：農村 開発計画に従 い締結された コミットメン トの年賦支払 い	繁殖植物に関連するヒース、エスチープ、ラン	44
	牧草地（一時的または恒久的）で、飼料用マメ科植物及び少なくとも50%のマメ科植物を含む混合物と繁殖植物を組み合わせたもの	130
	- 一年草作物 - 植え付け時に50%のマメ科植物を含む飼料用豆類・混合物 - 確保された領域 - 免責として、飼料用マメ科植物及び植え付け時に少なくとも50%のマメ科植物を含む混合物が栽培されている地域は、少なくとも1年間は耕作作物と輪作される - 穀類種子、タンパク質作物、飼料用種子	300
	ワイン生産地域	350
	香水、芳香、薬用植物（PPAM）	350
	畑作野菜、テンサイ	450
	市場園芸及び樹木栽培、その他の、野菜種子及び産業用ピーチ趣旨の対象地域	900

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

本土で適用される環境気候管理誓約（ENVCIM）の各施策：単価一覧②

- 施策番号70.06, 70.07, 70.08, 70.09, 70.10で設定されている単価は以下のとおりである

番号	項目	詳細	耕作物	野菜作物
70.06	AECM- 耕地作物に 対する水質・ 水管理	中間地域に適応した大規模作物1	92	202
		定量的管理 -大規模作物2	119	229
		定量的管理 -被覆大規模作物3	201	312
		ポリカルチャー農業	69	179
		除草剤 大規模作物1	122	232
		除草剤 大規模作物2	143	253
		除草剤 大規模作物 3	281	391
		殺虫剤 大規模作物 1	137	247
		農薬 大規模作物 2	201	311
		農薬 大規模作物 3	306	416
		農薬定量化管理 大規模作物 1	149	259
		農薬定量化管理 大規模作物 2	165	275
		農薬定量化管理 大規模作物3	229	339
		施肥管理 大規模作物1	105	215
		施肥管理 大規模作物2	136	246
		施肥管理 カバレッジ 除草剤 大規模作物1	152	262
		施肥管理 カバレッジ 除草剤 大規模作物 2	248	358
		施肥管理 カバレッジ 除草剤 大規模作物3	343	450
		施肥管理 農薬の削減 大規模作物	212	322
		カバレッジ 除草剤 大規模作物 1	204	314
		カバレッジ 除草剤 大規模作物 2	225	336
		カバレッジ 除草剤 大規模作物 3	324	435
		カバレッジ 農薬 大規模作物 1	220	330
		カバレッジ 農薬 大規模作物 2	284	394
		カバレッジ 農薬 大規模作物 3	347	450

番号	項目	詳細	耕作物
70.07	AECM- 多年生作物に 対する水質・水 管理	ブドウ栽培 生物学的殺虫剤 除草剤	317
		ブドウ栽培 定量的管理	73
		ブドウ栽培 定量的管理 生物的防除 除草剤	350
		樹木栽培 有機農法 除草剤	527
		樹木栽培 定量的管理	409
		樹木栽培 定量的管理 生物的防除 除草剤	780
70.08	AECM 土壌の質・土壌 の保護	直接播種1	104
		直接播種2	158
70.09	AECM 気候、動物福祉、 食の自律性	動物福祉 飼料の自律性 草食動物の放牧 1	121
		動物福祉 飼料の自律性 草食動物リフティング 2	177
		動物福祉 飼料の自主権 草食動物リフト 3	233
		動物福祉 単胃飼料のリフト	735
70.10	AECM 特定の環境にお けるアグロエコ ロジーの均衡と 生物多様性の保 全	田んぼの管理	92
		田んぼの管理 乾燥種子または移植	247
		刈り取り機の管理	132
		塩田管理 1	499
		塩田管理2	1020
		湿地の保全	150
		湿地の保全 放牧管理の改善	201
		湿地の保全 侵略的外来種の管理	267
		湿地の保全 牧草地の水管理	216
		草地および牧草地	51
		草地と牧畜民	88
		放牧による草地・牧草地の管理改善	72
		伝統的な重力灌漑の維持	123
		伝統的な重力灌漑の維持 放牧圧力の調整	205

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

本土で適用される環境気候管理誓約（ENVCIM）の各施策：単価一覧③

- 施策番号70.11, 70.12, 70.13, 70.14で設定されている単価は以下のとおりである

番号	項目	詳細	耕作作物
70.11	AECM 生物多様性に関 連する施策 (花粉媒介者)	花粉媒介動物や一般的な農地の鳥にとって好ましい野 生動植物の草地を創出	652
		草地の造成	358
70.12	AECM 生物種の保全	種の保護 1	82
		種の保護 2	145
		種の保護 3	200
		種の保護 4	254
70.13	AECM 環境の開放と森 林火災の防止に よる生物多様性 の維持	メディアの開放性の維持	153
		放牧管理の改善による環境の開放性の維持	204
70.14	AECM アグロエコロ ジーインフラの 持続可能な維持 管理	木本植物	800
		池	62/ha
		溝	1.6/m

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

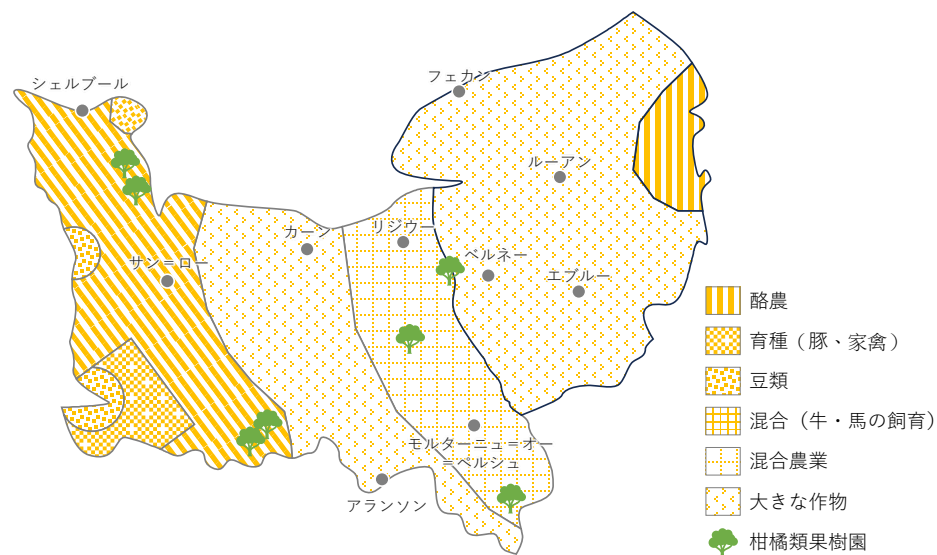
事例：ノルマンディー県における環境気候管理誓約（ENVCIM）／ノルマンディー県の特徴

- ノルマンディー県は、農地面積が70%近くを占め、フランスでも農用地比率が最も高い地域である。
- 東部では畑作、西部では畜産が盛んであり、畜産の中でも酪農産業が中心である。バター、クリーム、チーズ、カマンベール等の生産が盛んである。畑作と比較した場合、環境に対する取組により資金がかかることもあり、環境に関する施策設計の観点では酪農を主とする西部に焦点が当てられている

ノルマンディー県の位置



ノルマンディー県の農業の特徴

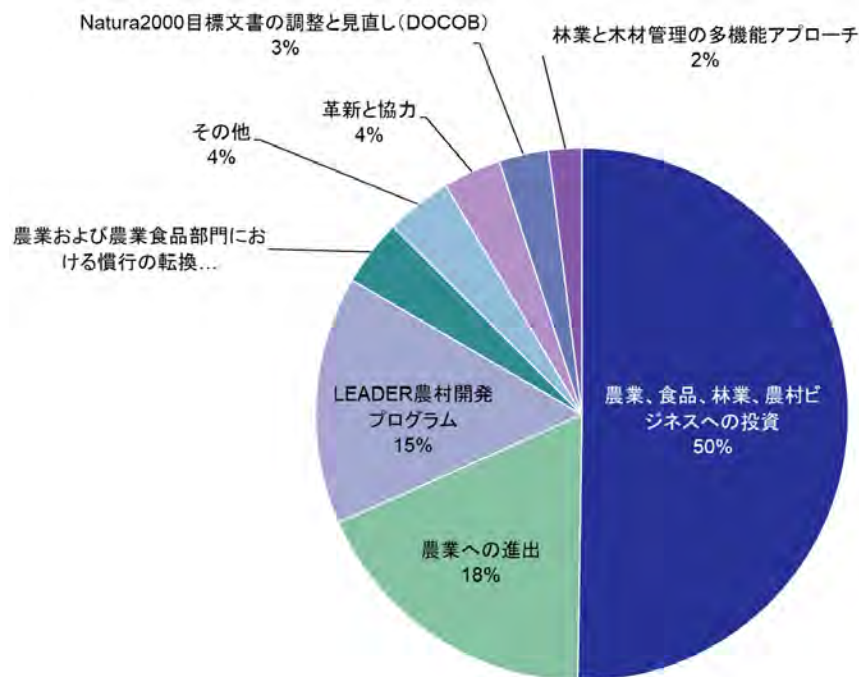


第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ノルマンディー県における環境気候管理誓約（ENVCIM）／ノルマンディー県の特徴

- 第2の柱であるEAFRD予算の割り当ては、2億260万ユーロ（国のEAFRD予算全体の2%程度に相当）EAFRD資金の使途としては、農業・食品・林業・農村ビジネスへの投資が半数を占めており、次いで農業への参入支援が2割弱を占めている
- CAP枠組に加え、2022年6月に2023年～2027年までの新たな地域農業政策が導入。地方予算が毎年2000万ユーロ設定されている
- ノルマンディー地方で独自に実施されている地域農業政策では、課題の1つに「気候変動を予測し、脱炭素化、生物多様性、動物福祉、新たな消費チャネルの課題に対応する」ことが掲げられている

ノルマンディー地方におけるEAFRD予算の用途



 第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ノルマンディー県における環境気候管理誓約（ENVCIM）／ノルマンディー県における地域農業政策

- 地域農業政策における環境気候管理誓約関連施策の1つに、生産システムの転換を支援し、農業生態学を促進し、農場の経営と組織を最適化することを目的としたCAS2E（Conseil Agricole Stratégique, Environnemental et Economique）における相談支援金の負担が挙げられる。定額AECMの受給にあたり、活用が可能である

内容

テーマ別アドバイス：特定のテーマに関する単発のアドバイス。

アグロエコロジー的以降に向けたグローバル戦略的監査（GSA）：農場全体の監査を実施することで、ノルマンディー農場のアグロエコロジー的移行を促進し、生産システムの変革を開発・支援することを目的とした長期的アドバイス。農業環境と雇用・技能の前向きな管理（GPEC）の2つのテーマが考えられる。

「設置および伝送」アドバイス：具体的な事業立ち上げプロジェクトの最終決定と実施を支援する技術的サポートを提供する。このアドバイスとそれを提供する組織は、ノルマンディー地方によって事前に承認される。

受益者

- 農業施設を直接運営する個人
- 法人格を持つ企業
- 農業工程に携わる個人、農業研究・教育施設、非営利のリハビリテーション組織、実験施設

対象経費

提供されるサービスの費用の一部を地域が負担する。補助金は承認されたサービス提供者に支払われる。最終受益者は残額を支払う。

費用

当地域が支給する助成金は、サービスの税抜き費用の80%（「事業立ち上げ」を支援するサービスの場合は、税込み費用の80%）で、1サービスあたり1,500ユーロを上限とする。

第2の柱のうち、環境気候管理誓約（ENVCIM）の施策内容

事例：ノルマンディー県における環境気候管理誓約（ENVCIM）／地域が設定する施策

- 前術のとおり、ほとんどが国による管理がなされているため、ノルマンディー県が独自に設定するENVCIMは限定的である
- 以下は、ノルマンディー県が農業者向けに展開しているリーフレットで紹介されている施策である

番号	詳細	概要	
70.26	AECM PRM“絶滅危惧種の保護”	目的	該当する品種の動物を飼育・繁殖することを選択した繁殖農業者に経済的支援を提供すること
		対象者	農業に従事する個人または法人で、登記上の事務所がノルマンディーにあり、5月15日から1年間、対象となる動物（ウマ科の雌のみ）を飼育・所有し、当該品種の管理団体の会員である者
		経費	- 品種の保護と繁殖に伴う追加費用と所得減を補うための年間定額補助 1家畜単位（UGB）あたり200ユーロ（最低2 UGB）
70.27	AECM API“ミツバチの受粉能力の向上”	目的	養蜂家に経済支援を提供すると同時に受粉能力を高めることで生物多様性を促進する
		対象者	ノルマンディー地方に登記事務所を有し、養蜂活動に従事する自然人または法人で、5月15日から1年間巣箱を所有する者
		経費	- 通常以上の養蜂を実施するための追加費用と所得減を補うための年間定額助成金 - 巣箱あたり20ユーロ（最低72巣箱）
70.29	定額AECM 「慣行の移行」（植物保護剤の使用削減、低炭素戦略の実施、タンパク質の自律）	目的	5年間にわたる責任の引き受けを支援することで、農場がより持続可能なシステムへ移行することを奨励する - 受益者は、診断の実施、行動計画の策定、結果指標のモニタリングを行う。この分析、助言、支援は、ノルマンディー地方によって承認された組織によって提供される。支援は漸進的なアプローチに基づいているため、成果の達成を意味する。 - 実施にあたっては、CAS2E等を活用可能だが、その他国が管轄するAECMや有機農業転換支援との併用は不可。
		内容	- 結果指標を伴う3つのテーマ別アプローチに基づき、手段・結果の義務を果たす必要がある 「植物衛生戦略」 ✓ 手段：2つの診断、1つの行動計画、2つの半日モニタリング、中間中間評価、実践記録 ✓ 結果：IFT除草剤および非除草剤を少なくとも30%削減する 「農場の炭素収支」 ✓ 2つの診断、1つの行動計画、2つの半日モニタリング、中間中間評価、実践の記録 ✓ CO2収支を少なくとも15%改善 「畜産におけるタンパク質自給率の向上」 ✓ 手段：2つの診断、1つの行動計画、2つの半日モニタリング、中間中間評価、実践の記録 ✓ 結果：動員可能な4つの技術ブロックのうち、少なくとも2つの技術ブロックの目標値を達成すること（タンパク質に関心の飼料地域の割合の増加、畜産慣行の改善、濃厚飼料の農場内生産の増加、「ボート」タンパク質への依存度の低減）
		対象者	- 農業に従事する個人または法人で、ノルマンディー地方に本社を置くもの - 申請者は社会保障拠出金を最新の状態に保っている必要がある
		経費	- 農場での農業生態系移行を可能にする慣行の実施に伴う追加費用と所得減を補う定額助成 1農場あたり18,000ユーロ（年間3,600ユーロを5回支給）

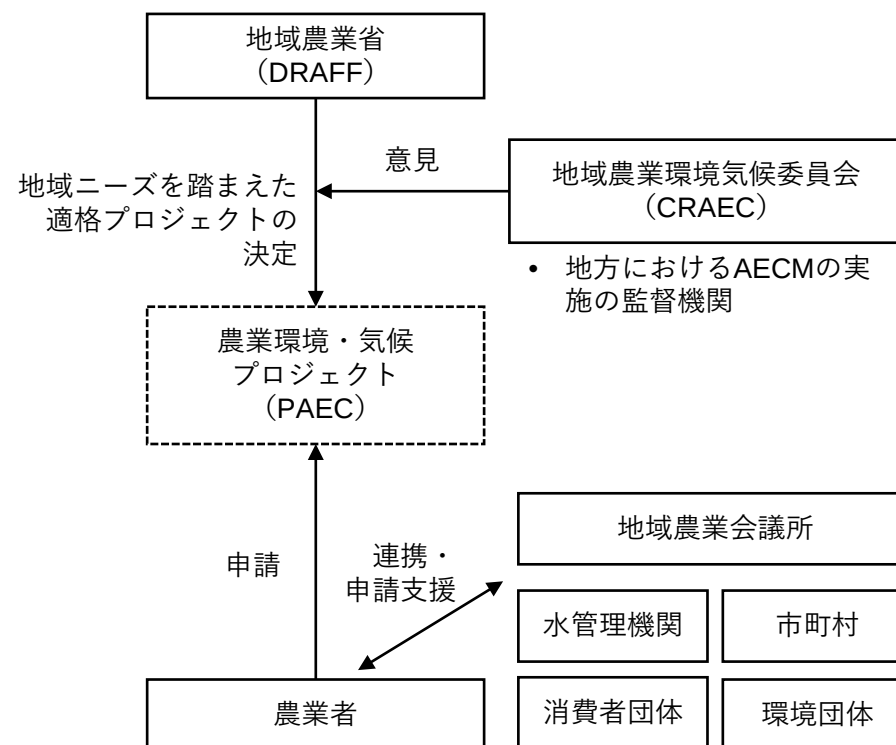
CAP戦略計画の立案・運用体制

- CAP戦略計画の管理当局は、フランス農業・食料主権省である。2023-27年プログラムにおける国及び地方の分担は、EAGF予算の実施に国が責任を負い、EAFRD予算の実施は国と地方で分担する形式となっている。具体的には、地表面積に関連するものはCAP戦略計画の管理当局である国レベルで管理、EAFRD予算のうち地表面積に関連しない内容を地域管理当局で管理する
- 地方に施策立案が委ねられている内容については、地域評議会（Counsil）で当該地域におけるニーズを踏まえた施策の設計が議論される。設定された施策の浸透にあたっては、地域農業会議所が主に農業者をサポートする機能を担う
- 下右図では、地方におけるAECMの運用体制を記載している

CAP戦略計画における国家・地方の施策管理の分担



例：地方におけるCAP施策履行体制（例：AECM）

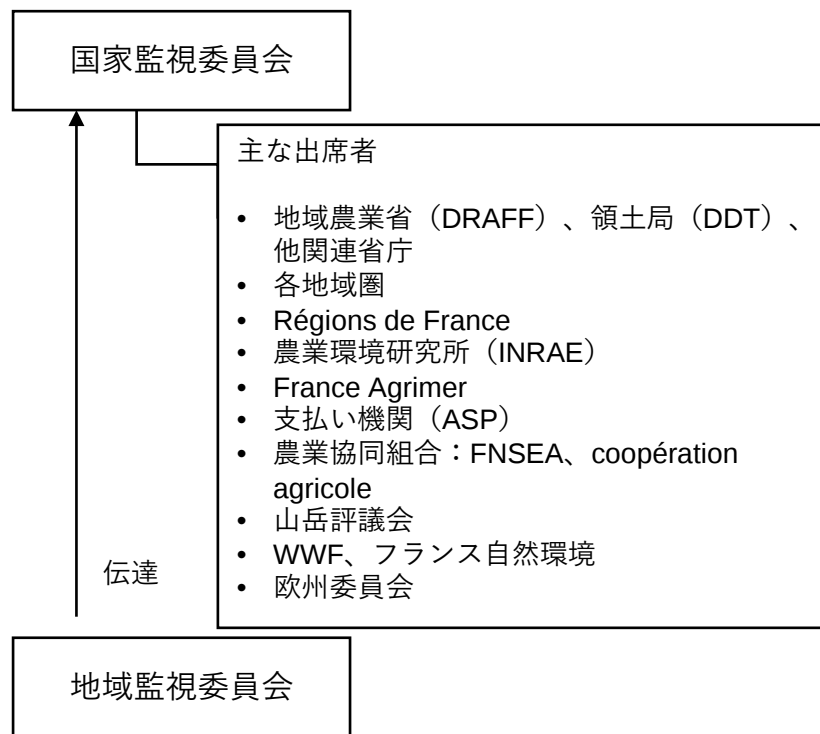




CAP戦略計画の履行状況のモニタリング体制

- CAP戦略計画の実施を監視する責任を負う国家委員会の設立は、CAP戦略計画規則にて要求されている事項である
- 国家監視委員会には、フランス農業・食料主権省をはじめ、各地域圏の代表者によって構成されている。また、地域独自の要素については、地域監視委員会によって地域レベルで監視される

CAP戦略計画のモニタリング体制



国家監視委員会とは独立した組織。CAP戦略計画の地域に係る要素の実施状況を監視



2023年度履行状況の概要

- 2022年8月に欧州委員会によって承認されて以降、フランスにおけるCAP戦略計画は、2023年7月と12月に2度の改訂を経た
 - － 2度の修正内容は、いずれも22年8月の承認後に改訂されたEU規則2021/2115に従い、予算割当を改訂したものである
- また、2023年には、CAP戦略計画の実施に向けて、フランス国内での二次法整備が進められ、すべての政令および命令、ならびに受益者向けの技術的指示および通知が最終決定されている
 - － 特に、新たな介入措置（エコスキーム、新たなカップル支払いなど）、適格農業者の新たな定義、社会的コンディショナリティ（2023年から実施される新機能）、誤りを犯す権利の適用に関する実務的な取り決めが、CAPの実施に特化した20以上の政令、約30の命令、20以上の技術的指示に明記された
 - － EAGFおよびEAFRD援助の支払機関と調整機関を承認する政令が2023年10月に公布

 2023年度履行状況の概要

- 各国は、EU規則2021/135の134条に従い、前会計年度におけるCAP戦略計画の履行状況について年次パフォーマンス報告書で報告する。フランスでは、CAP戦略計画期間となった後の初年度における年次パフォーマンス報告書は、2024年2月に欧州委員会へ提出された。2023年度の年次パフォーマンスにおける報告対象期間は、2023年1月1日～2023年10月15日である
- 2023年度の報告の主要な内容は下記のとおり

基礎的所得支持

- 支払機関（ASP）は、**新たにリアルタイム圃場モニタリングシステム（3STR）**を導入。農業者が申告した耕作面積の検証、農地の被覆・状況の確認が可能となった。衛星データを活用するシステムの導入に伴い、農業者には設定された時限までは申告内容の変更が認められるようになり（Droit à l'erreur）、申告内容の見落としや軽微なミスによる罰則が科せられなくなった
 - － 確認は①衛星画像に基づいたAIアルゴリズムによる分析と、②専門家の知見に基づく分析の2ステップである。AIアルゴリズムによる分析結果が不確実な場合、専門家の知見に基づいた評価が実施される。
 - － そのうえで最終的な結果が不明瞭な場合、農業者は位置情報付きの写真をTelepac-Géophotosアプリを通じて送信する必要がある
- なお、各地方レベルでも農業者からのCAPに関連する補助金申請・管理のためのITツールが、2023年以降順次導入されている。なお地域によって基盤としているシステムが異なっており、以下のとおりである。
 - － コルシカ島：地域の管理局が開発した管理ツール
 - － ヌーヴェル＝アキテーヌ地方：“Mes Démarches en Nouvelle-Aquitaine（MDNA）”の活用
 - － ノルマンディー地方、ブルターニュ地方、ペイ・ド・ラ・ロワール地方、サントル・ヴァル・ド・ロワール地方、イル・ド・フランス地方、オーヴェルニュ・ローヌ・アルプ地方：MGDISの提供するシステムの活用
 - － オー＝ド＝フランス地方、オクシテーヌ地方、グランテスト地方、ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ地方、マルティニーク、グアドループ、フランス領ギアナ、レユニオン島：ATEXOの提供するシステムの活用
- 「適格農業者」の判定基準については、被扶助者が農作業に直接参加するか、農作業を指揮・管理する十分な権限を持っていることを保証することを目的とした、MSA（Mutualité Sociale Agricole）の労働災害保険制度への加入に基づく社会的基準が含まれている。社会保障基金、および国民老齢保険基金間のデータフローの整備を実施することで、複雑な処理を多少簡素化



2023年度履行状況の概要

再分配所得支持

- 基本的には前プログラムと同水準を維持

エコスキーム

- 2023年までに、ほぼ90%の農業者がエコスキームを申請。75%以上が農業慣行の多様化、18%以上がHVE認証、7%以上がアグロエコロジーに配慮した要素が選択されている

環境気候関連施策 (AECM)

- 2023年は、694のPAECが開設。農業者はこのスキームへの加入に対して積極的である。土壌の健康、畜産、動物福祉に関する問題については、草食動物および単胃畜産に特化した4つの対策と、1つの直接播種対策がAECMカタログに提案されている。

リスク管理施策

- 農作物保険の加入率は2014-2022年プログラムと比較して急上昇しており、保険対象面積は暫定値であるが36%増加。これまで保険加入率が非常に低かった分野（草地と樹木栽培では、保険加入率が0.5%と1.5%であったのに対し、ほぼ9%と11%に達している）での増加が非常に顕著である。

GAECの適用除外

- 2023年は、UAAの約4.7%に相当する120万ha以上の作物が「ウクライナ」の適用除外の下で申告された。この約75%が穀物でありうち60%近くが軟質冬小麦である。穀物の占める面積は2022年比で3%増加（約17万5,000haの増加）
- GAEC7の適用除外により、年次輪作要件の検証は延期。しかし、2025年から検証される4年間の複数年次要件（農場の区画の100%）に変更はないため、2023年11月15日以降、ある農場の各区画で2023年に作付けされた主要作物、または副作物の定着が、2025年以降の同農場によるGAEC7遵守の検証に考慮される。したがって、GAEC 7の適用除外の影響はフランスでは部分的であり、輪作の義務を帳消しにするものではない。適用除外の恩恵を受けた地域は主に、これまで耕作されていた地域で、農業者が2023年に非生産的要素の新割合を遵守するために確保しなければならなかった地域である。ウクライナの適用除外により、農業者はGAEC 8の実施を延期することが可能となった。



2023年度履行状況の概要

エコスキームの履行状況（2023年度）

- ヒアリングによれば、フランスのエコスキームは、どのような農業者でも容易にエコスキームに参加しやすくする、という点を意識し設計されているとのことである。2段階設計としている背景には、参加自体は容易だが、より多くの金額を受領したければ、きちんと取り組む必要がある形にするためとのことであった。
- アプローチの選択は、地域差が大きく出ている。2023年の結果では、農業慣行の多様化は北部を中心に全土で選択比率が高い。他方で、ワイン生産が盛んな地域ではHVE認証によるアプローチを取る地域が多い。アグロエコロジーのインフラについては、地理的に沼が多い特定の県で多く、選択されている。
- また、エコスキームは、2段階設計となっているが、当初政策設計時の想定以上に、2023年の実施結果では、大半の農業者が上位レベルを満たす結果となり、農業者が満額に近いレベルで受領することに意欲的であることが読み取れる。
- 輪作を実施していなかった農業者が、エコスキームの支援を得るために多様化して、輪作を開始した事例もあるとのことであり、農業者の慣行の変化につながっている事例も確認されているとのことである。

2023年度の支払い状況

- 2023年度の支払い状況は、以下のとおりである。環境・気候等関連誓約のみ当初想定通り支払いが実施された
- ENVCIMのうち、施策番号70.26であるAECM「絶滅危惧種の保護」において支払いが発生している

区分	フランスにおけるCAP施策		予算総額	
	CAP施策名	国内施策番号	計画額 (2023)	支払額 (2023)
直接支払	基礎所得支持	21.01～21.02	記載なし	—
	補完的所得再分配支持	29.01		—
	補完的青年農業者所得支持	30.01		—
	エコスキーム	31.01		—
	カップル所得支持	32.01～32.22		—
セクター介入	養蜂部門への介入の種類	55.01～55.06	—	—
	ワイン部門への介入の種類	58.01～58.05	—	—
	特定のセクターにおける介入の種類（フルーツ及び野菜）	50.01a～50.01j	776 340,00	0.00
	特定のセクターにおける介入の種類（オリーブ及びテーブルオリーブ）	64.01a～64.01f	249 300,00	0.00
	特定のセクターにおける介入の種類（コメ）	67.01a,b,f	—	—
	特定のセクターにおける介入の種類（樹木等）	67.02a,b,c,f,g,h	—	—
	特定のセクターにおける介入の種類（牛肉・子牛肉）	67.03a,g	—	—
	特定のセクターにおける介入の種類（乾燥飼料）	67.04a,b,f,h	—	—
農村振興	特定のセクターにおける介入の種類（その他）	67.05a,b,f, 67.06a,b,f,g	—	—
	環境・気候等管理誓約	70.01～70.32	2 608,00	2 608,00
	自然等地域固有制約	71.01～71.15	929 839,85	0.00
	義務的要件による地域固有の不利	なし	—	—
	投資、灌漑投資	73.01～73.17（73.14,15はなし）	—	—
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	75.01～75.05	—	—
	リスク管理施策	76.01～76.03	—	—
	協働	77.01～77.07	—	—
	知識交換・情報普及	78.01	—	—